

基安化発 0523 第 2 号
環水大大発第 1605232 号
平成 28 年 5 月 23 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)

環境省水・大気環境局
大気環境課長
(公印省略)

石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の
徹底について (通知)

今般、平成 28 年熊本地震により大きな被害が発生しており、今後、がれきの処理
や建築物の解体・改修工事を実施する際に、石綿の飛散や吹付け石綿が露出する可
能性があることから、労働者へのばく露及び大気への飛散への対策を徹底する必要
があります。

石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を
除去する作業については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」
という。）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」
という。）に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策を講じていただく
必要があります。

特に、石綿則第 6 条により、石綿等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等
作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除
去等作業場所に集じん・排気装置を設け排気を行うこと、石綿除去等作業場所の出
入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること、石綿除去等作業場所及び前室を負
圧に保つこと、作業開始後速やかに集じん・排気装置の排気口からの石綿漏えいの
有無を点検すること、並びに作業開始前に前室が負圧であることを点検することが

義務付けられています。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）では、大防法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イからチに掲げる作業基準に従って作業を行う場合、特定建築材料（吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材）の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入り口に前室を設置すること、作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認すること等が義務付けられています。

つきましては、貴会におかれましても、傘下事業者に対して、下記に御留意の上、安衛法及び大防法の遵守の徹底について周知していただくようお願いいたします。

記

1 石綿の封じ込め等を行っていた箇所の損壊等への対応の徹底について

石綿等の封じ込めや囲い込みを行っていた箇所が地震等の影響で損壊したり、吹付け石綿そのものが損壊し、石綿等の粉じんが発散して労働者へのばく露のおそれが生じている場合、石綿則第 10 条及び「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成 26 年 3 月 31 日付け技術上の指針公示第 21 号。以下「石綿指針」という。）に基づく適切な対応を図ること。

2 事前調査の実施の徹底について

解体等工事を行う事業場は、石綿則第 3 条に規定する事前調査を確実に実施すること。特に、石綿等の使用の有無を目視、設計図書のみでは確認できない箇所については、分析により調査すること。

また、解体等工事の受注者は、大防法第 18 条の 17 に規定する事前調査を確実に実施すること。

3 届出等の確実な提出について

石綿の除去、封じ込め、囲い込みの措置を講ずる場合は、安衛法第 88 条第 3 項あるいは石綿則第 5 条に基づく届出等及び大防法第 18 条の 15 に基づく届出を確実に実施すること。

4 石綿除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について

集じん・排気装置の保守点検については、平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発第 0127 第 1 号、環水大大発第 110127002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」（別紙 1 参照）で通知するとともに、石綿指針に留意事項を定めているところであり、以下の点についてさらなる対応の徹底を図ること。

- (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルタの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルタの定期的な交換を徹底すること。
- (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。
- (3) その他、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」※¹（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課）を参考に集じん・排気装置等の保守点検を徹底すること。
- (4) 石綿除去作業開始後速やかに集じん・排気装置の排気口からの石綿漏えいの有無を点検すること。
- (5) 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う場合、集じん・排気装置の適切な使用を図ること。この場合、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」※²（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること。
- (6) 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認するため排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であること。この場合「アスベストモニタリングマニュアル」※³（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にされたい（条例、自治体のマニュアル等により別途指導を行っている場合を除く）。

5 石綿含有成形板等（特定建築材料以外の石綿含有建材）の取扱いについて

石綿含有成形板等（特定建築材料以外の石綿含有建材）を除去する場合においても、切断や破碎作業により石綿が飛散するおそれがあることから、散水による湿潤化や手作業での取り外し等により石綿の飛散防止を図ること。

この場合、「石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について」（平成 27 年 11 月 17 日付け基安化発 1117 第 2 号）、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること（条例、自治体のマニュアル等により別途指導を行っている場合を除く）。

※ 1：「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課）

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki_junkyokuanzeneiseibu/0000093998.pdf

※2：「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）
http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html

※3：「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）
http://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring_manu/rev4_full.pdf